主 文 本件各控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は、静岡地方検察庁検事正代理検事内田達夫作成名義の控訴趣意書に、これに対する答弁は、弁護人大野正男及び同大蔵敏彦各作成名義の答弁書に それぞれ記載のとおりであるから、ここにこれを引用し、これに対し次のように判 断する。

控訴の趣意第一点について

所論の主要な論点は、公職選挙法第百四十八条第一項の新聞紙、雑誌と認められる政党、労働組合等の機関紙が、選挙に関しその文章の内容、体裁上単なる報道、評論のみでなく、特定の候補者の当選を得ることを目的とする内容をも掲載している場合は、同法条の正当な報道、評論の限界を越えたものと解すべきに拘らず、原判決が当該機関紙が特定の候補者の当選を得ることを目的とする内容のみを有する記事を掲載している場合が適法な報道、評論でなく、その目的を有しない内容の記事を掲載している場合は、適法な報道、評論であると判断しているのは、法令の解釈を誤つたものであるというのである。

そこで先ず原判決を精読するに、右所論に相当する部分は、原判決は、右のよう な機関紙において「単なる主観的な宣伝を内容とする記事は報道、評論とはいえな いのであつて、もつぱら特定の候補者に当選を得しめる目的のみをもつてかような 宣伝的記事を掲載するときは、同法第百四十六条に違反する。」「その機関紙にお いて特定の政党または候補者を推せん、支持し、もしくはこれに反対する旨を報道し、その解説を行い、もしくはこれについて意見を表明するなどの方法により評論をなすことは、さきに述べた限界を逸脱しない限り言論の自由として許された行為 である。」「機関紙による報道、評論は特定の政党もしくは候補者を支持、推せん し、またはこれに反対することになる場合が多いが、そのことは報道、評論たるを 妨げない。」というのであつて、原判決の右判断の要旨は、当該機関紙の記事が単 に特定候補者に当選を得しめる目的をもつて主観的な宣伝のみを内容とする記事である場合は、前記法条の報道、評論に該当せず、特定の候補者についてこれを推せん、支持すること、又はこれに反対するについて報道したり、意見を述べたりする記事は、単なる当選を目的とする宣伝記事ではないから、前記適法な報道、評論に 該当するという趣旨と解せられる。即ち原判決の右判断は、検察官の所論のよう に、単に特定の候補者の当選を目的とする記事が違法で、この目的のない記事が適 法な報道、評論にあたるという趣旨ではなく、単に特定の候補者の当選を得る目的 で主観的な宣伝のみを内容とする記事は正当な報道、評論ではないというのである から、この点に関する前記非難は原判決の趣旨を誤解したものであつて失当であ る。しかし原判決は公職選挙法第百四十八条第一項の報道、評論の解釈について右のように判断を示して居り、論旨はまたこれと異なるような解釈を主張しているので、この点に関し考察するに、記録及び原審において取り調べた各証拠によれば、本件起訴にかかる「A」の昭和三十三年四月三十日付号外、同年五月二日付第二百 八十五号及び同月十六日付第二百八十七号の三紙は、B労働組合C地方本部の発行 する同組合の機関紙であつて、公職選挙法第百四十八条第三項の法定要件を具備 し、同条第一項に規定する新聞紙に該当することを認めることができるから、右機関紙は同条第一項但書に該当するものを除〈要旨〉き、選挙に関する報道、評論を掲載する自由を有するものであるが、同条に規定する報道とは、選挙に関する〈/要旨〉客観的事実の報告であり、評論とは政党その他の団体、候補者その他のものの、政 策、意見、主張、選挙運動その他選挙に関する言動を対象として論議、批判するこ とを指すものと解する。即ち、ある政党、政治、及び経済等に関する団体、労働組 合、選挙候補者、同運動者その他のものが、選挙に関し如何なる政策を発表した か、如何なる意見、主張を述べたか、あるいは、如何なる候補者が立候補したか、 ある候補者を誰が支持、推せんし、誰が反対したかというような事実を報告として 掲載するのが同法条のいわゆる報道であり、前記諸団体又は候補者等の政策その他 の意見、主張や、選挙運動その他選挙に関する言動を論議し、批判し、賛否の意見 を述べたり、あるいは批判の対象とした特定の政党、政治団体又は特定の候補者を 支持、推せん、若しくは反対する等の意見、主張の記事は、同条の評論に該当する ものと解すべきである。

ただ特定の候補者の推せん、支持に類似する記事であつても、その内容の実体が単に当該候補者の当選を目的としてその人物、意見等の宣伝のみを専らにする記事は、右法条の許容する正当な報道、評論には該当しないものというべきである。

そして右法条の新聞紙、雑誌に掲載された記事が正当な報道、評論に該当するや否やを定める基準、即ち適法な報道、評論と然らざるものとの限界は一記事の内容の具体的な取扱方、掲載の形式、体裁、方法等はそれぞれの新聞紙、雑誌の性格、目的、読者等の相違に応じて異なることはあつても—一般の商業新聞たると、政党又は労働組合その他の団体の機関紙たるとを問わず同一で、その間何らの差異もあるべきでなく、同じく労働組合の機関紙であれば、B労働組合の如き組織、内容の強大な且つその業務が公共的性格を有する組合の機関紙たると、弱小な市井の企業体の組合の機関紙たるとを問わず、その間に毫末の差異も認むべきでないと解する。

原判決の公職選挙法第百四十八条第一項の報道、評論の解釈は、その思考ないし 判断過程の一部において前説示と異なる点はあるが、その結論としてはこれと同一 の見解をとるものと解せられるから、結局原判決には所論のような法令の解釈を誤 つた違法は存在しない。論旨は理由がない。

控訴の趣意第二点の一について、

所論の要旨は、原判決が本件の「A」の記事内容を公職選挙法第百四十八条の正当な報道、評論と認定したのは事実誤認であるというのである。_

そこで原審において証拠として取り調べた本件起訴にかかる「A」の三紙の記事 を調査、検討するに、

一大田大学 (17年) (17年

二、次に同年五月二日付同紙第二百八十五号のDに関する記事は、第一面右側上段に「推せん候補各地で奮闘、保守政権打倒の好機、三年ぶりの総選挙」と題し、本文に総選挙の日取り、E内閣の行動に関する報道、批判及び「私たちは全力をつくしF党を中心とした民主勢力の画期的飛躍をかちとらなければならない」との意見並びにDの公約事項を掲載し、また左側最上段には、横に黒地に白く大きな活字で「Dを当選させよう」と印刷し、その下には同人の写真と共に同人の意見として「働く者が幸せになる為に」と題して、国家予算税金その他に関する政治上の

批判及び意見並びに組合員に協力を求める趣旨の記事を掲載しているのであり、 三、また同年五月十六日付同紙第二百八十七号の記事中右候補者に関するもの は、先ず前記第二百八十五号と同様に第一面の左側最上段に黒地に白く「Dを当選 させよう」と印刷し、右側上段には「総選挙終盤戦に突入、推せん候補各地で奮 闘、静岡県第一区は苦戦中」と題し、静岡県その他各地の選挙状勢を報告する記事 とD候補者の選挙運動の状況及びその当選を期する記事を、また中段には「D候補 の必勝の誓、みんなで全力を尽そう」と題してDの選挙状勢と組合員に対する同候 補者への支援の要求を、また中段中央から下段中央にかけて、同候補者の演説会の 日程を、次にGのB職員に対するDを当選させてくれという趣旨の通信文の一部を それぞれ掲載し、なお左側上段と右側中段に同候補者のための街頭演説の写真を掲 げている。

右五月二日付と同月十六日付の両紙の記事を通覧するに、候補者 Dの当選を目的とするための単なる宣伝的記事ではなく、一般的に保守党やその内閣に対する批判してが、立て候補者として推せん支持している同人の物、政見等を取り、これを支持する意見を表明し、意見を記載して、の一般選挙運動のであるから、右はいる。 1 を表明した。 1 を表明した。 2 を表明した。 2 を表明した。 2 を表明した。 3 を表明した。 4 を表明した。 5 を表明した。 6 を表明した。 6 を表明した。 6 を表明した。 7 を表明した。 7 を表明した。 7 を表明した。 7 を表明した。 8 を表明した。 8 を表明した。 8 を表明した。 8 を表明のおり、 8 を表明のおり、 8 を表明のおり、 9 を表明のより、 9 を

検察官の所論中には、新聞紙の記事が公職選挙法第百四十八条第一項の正当な報道、評論に該当するや否やは、当該文書の内容、形式、体裁からの客観的考察と、頒布の目的、時期、方法、発行部数等から推定される頒布者の意思に対する主観的考察を総合して判断すべきであるとの主張もあるが、同法条の報道、評論は前説示のように解釈すべきであり、その報道、評論が適法であるかどうかは、その報道、評論自体により、しかもその体裁や形式や、また片言隻語にとらわれることなく、当該記事の実体を把握して判断すべく、そしてその報道、評論自体が正当である限り頒布者の意図が所論のような目的を有していたとしても、これは報道、評論の適法性に何ら影響を及ぼすものではないというべきである。

以上の理由により本件「A」三紙の記事が公職選挙法第百四十八条第一項の報道、評論に該当する適法なものと判断した原判決には、所論のような事実誤認の違法はない。従つて被告人H、同I、同J、同Kの右機関紙に関する本件起訴行為が公職選挙法第百四十六条違反の罪とならないと判断した原判決は正当である。論旨は理由がない。

控訴の趣意第二点の二つについて

所論の要旨は、原判決が被告人しについて同人が本件「A」の発送に関与したと認め得る確証がないと認定したのは事実の誤認であるという趣旨である。

明することはできない。しかも同被告人が本部に行つて機関紙の残部を見たとき、同所に本部の執行委員が居たというのに、被告人しが右機関紙を発送するについて、ないなるの執行委員と協議したことも依頼を受けたことも供述していないが、同後人が本部の業務である右機関紙の発送を行うに当つて何故居合せた本部の執行委員に依頼しないで自ら独断で発送事務をとつたのであるか。また当時でのは会計係の職員が勤務して居り、右機関紙の発送に関する労務に従事したアルバもは会計係の職員が勤務して居り、右機関紙の発送に関する労務に従事したのにも対したのが、同じ機関紙の発送に関する費用である郵送料のみを、何故右会計係に支額であるが、同じ機関紙の発送に関する費用である郵送料の支持をは出るであるが、同じ機関紙の発送に関する費用であるが、またその立替金は相当を対す、同じ機関紙の発送に関する費用であるが、またその立ちをは明したという郵送料金の受領証を被告人しはどう処分したのか。

これらの点及びその他にも必要と認められる事項について同被告人の供述を欠いているのであるが、その供述のない理由は他の証拠によつても明らかとすることができない。〇の検察官に対する供述内容も右と同様極めて漠然としたもので、右の疑点を明らかにすべき供述は全然なく、事実の真髄を明確にする内容がない。従つてこれらの各供述内容を他の関係証拠、即ち〇の原審公判廷における証言原審証人Q、同R、同S、同T、同Uの各証言、証票綴中の各伝票及び郵便料金受領証等と対比するときは、被告人L及び〇の右捜査官に対する各供述調書の内容は、同被告人の本件公訴事実の存在を証明する証拠としてはまことに不十分といわざるを得ない。

検察官は同被告人の原審公判廷における供述と右O証人の証言及び供述との間にくいちがいあり、また証票綴中の本件に関する支払伝票等は後日整理し作成したおのではないかとの疑ありと論じているが、右証拠物が同被告人らの原審法廷におる供述に符合させるため、後日故意に作成されたものと認めるに足りる確立なも、後関紙の発送先が同被告人がDのために選挙活動をしていた組合P支いもなお機関紙の発送先が同被告人がDのために選挙活動をしていた組合P支いのも、は、また同被告人がDのために選挙活動をしていた組合P支いのの組合員家族であることを認めるに選挙活動をしていた組合P支いののののでは選挙活動をしていた組合P支に対しては正明ないのである。といる確証は全く存在しないのであるから、原判決をしたのは至当である。それ故原判決には所論のような事実誤認の違法はなく、論旨は理由がない。

本件各被告人に対する検察官の控訴は、右のとおりいずれも理由がないから、刑事訴訟法第三百九十六条によりこれを棄却べすきものとして、主文のとおり判決する。

(裁判長判事 井上文夫 判事 久永正勝 判事 河本文夫)